

蒲郡市ごみ散乱防止宣言に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例（平成7年蒲郡市条例第25号）第9条に規定するごみ散乱防止活動を実践する事業所又は団体（以下「事業所等」という。）が行うごみ散乱防止宣言（以下「防止宣言」という。）及び防止宣言をした事業所等の名称、活動内容等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宣言事業所等)

第2条 防止宣言を行う事業所等（以下「宣言事業所等」という。）は、ごみ散乱防止活動として地域環境の美化又は清掃活動を定期的実践する事業所等とし、次の各号のいずれかに該当する活動を行うものとする。

- (1) 事業所等周辺の道路、公園等の清掃活動
- (2) その他ごみ散乱防止活動に結びつく活動

(届出)

第3条 宣言事業所等は、ごみ散乱防止宣言届出書(第1号様式)に必要な事項を記入して市長に届け出ることができる。

(公表)

第4条 市長は、前条の規定による届出をした宣言事業所等を広く市民に周知するため、市が作成する啓発チラシ等により事業所等の名称、活動内容等を公表し、ごみ散乱防止活動の賞揚を行うものとする。

(活動内容の報告)

第5条 第3条の規定による届出をした宣言事業所等は、市長に対し、その活動内容を毎年度末までにごみ散乱防止宣言実績報告書（第2号様式）により報告するものとし、期限までに報告書の提出がない事業所等は、防止宣言を取り下げたものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。